

湯川村除雪ボランティア (個人、団体、企業) を募集します！！

この度の2月4日からの大雪により、村民の皆様におかれましては、大変なご苦労をなさっていることと思います。

湯川村では災害救助法が適用され、更なる大きな被害が生じることが懸念されており、村役場でも生命に危険を及ぼすような場合には、除雪、排雪作業等を実施します。

そこで、村社会福祉協議会としましても村役場と連携し、下記のとおり除雪ボランティアを募集することとしました。

このような時こそ、湯川村民が一丸となりこの困難を乗り越えたいと思いますので、多数の皆様のご応募をお待ちしております。

除雪ボランティアの活動内容



【訪問先】

村が行う「災害救助法に基づく住家の屋根雪下ろし支援事業」の適用外の方で

- 1 高齢者のみの世帯、障がい者世帯、ひとり親世帯
- 2 村内・近隣市町村に親族等の身内や知り合いなど、雪下ろしができる人がいない方
- 3 業者等への除雪依頼が経済的、労力的に困難な方

※ 以上の全てに該当する世帯の除雪作業を実施していただきます。

※ 訪問先については、村役場と連携し選定していくこととし、活動日については、除雪依頼の申し込みの状況に応じて、ボランティアの方の都合のよい日時を調整したうえで活動していただきます。

(※裏面へ続きます。)

【活動内容等】

- ・日常生活を維持するのに必要な玄関から道路までの通路を確保する程度の除雪
 - ・屋根からの雪崩により玄関から出入りできなくなった場合の出入口付近の除雪
 - ・除雪車により住宅の玄関に寄せられた雪の除雪
 - ・ガスボンベ、ストーブの排気口が雪で覆われている場所の除雪 等
- ※なお、危険な場所の除雪、排雪作業については実施しません。

【活動時間】

- ・1～2時間程度（移動の時間は除く）

【ご自身で準備する持ち物】

- ・防寒具、手袋、長靴、着替え、タオル、飲み物 等
- ※除雪道具などはこちらで準備しますが、ご自身で使い慣れた道具をご持参していただいてもかまいません。

【募集期間】

2月12日～2月末を予定

※今後の積雪状況によって決定していきます。



【登録方法】

「湯川村社会福祉協議会（0241-27-8890）」または、

「湯川村役場住民課（0241-27-8810）」へお電話にてお申し込みください。

※電話受付時間は、午前9時から午後5時となります。

※個人、団体、企業、グループなどで活動を考えている方はぜひご連絡ください。

【その他】

- ・「ボランティア活動保険」に加入していただきますが保険代は本会で負担します。
- ・あくまでボランティアですので、作業は無償となりますのでご了承ください。

【お申込み・お問い合わせ先】

湯川村社会福祉協議会

☎ 0241-27-8890

湯川村役場 住民課（福祉係）

☎ 0241-27-8810